

桑名市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市条例第15号

桑名市体育施設条例の一部を改正する条例

桑名市体育施設条例（平成16年桑名市条例第186号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

桑名市スポーツ施設条例

第1条中「体育施設」を「スポーツ施設」に、「市民の体育」を「市民のスポーツ」に改める。

第2条中「体育施設」を「スポーツ施設」に改め、同条の表桑名市総合運動公園フットボール場の項の次に次のように加える。

桑名市総合運動公園屋内プール	桑名市大字播磨1584番地108
----------------	------------------

第3条の2、第3条の3第1項、第4条第1項、第5条、第8条第1項、第14条、第16条及び第17条第1項中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

第18条の見出し中「体育施設」を「スポーツ施設」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「別表第9」を「第2条」に、「体育施設」を「スポーツ施設」に改め、同項第1号中「体育施設」を「スポーツ施設」に改め、同条第2項中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

別表第1 休業日の表桑名市多度テニスコートの項中「ただし、12月28日までに申請をし、許可された場合は、この限りでない。」を削り、同表桑名市総合運動公園フットボール場の項の次に次のように加える。

桑名市総合運動公園屋内プール	火曜日 12月29日から翌年1月3日まで
----------------	-------------------------

別表第2 利用時間の表桑名市総合運動公園フットボール場の項の次に次のように加える。

桑名市総合運動公園屋内プール	午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日は午前9時から午後5時までとする。
----------------	---------------------------------------

別表第3 体育館関係施設基本額1 桑名市体育館の表中「中学生」の次に「及び義務教育学校後期課程の生徒」を加え、「水銀灯」を「照明」に改め、同表備考第1項及び第6項中「水銀灯」を「照明」に改める。

別表第3 体育館関係施設基本額2 桑名市多度体育センターの表中「中学生」の次に「及び義務教育学校後期課程の生徒」を加える。

別表第6 テニスコートの表中「中学生」の次に「及び義務教育学校後期課程の生徒」を加える。

別表第7 プール1 桑名市民プールの表中「中学生・小学生」を「小学生・中学生・義務教育学校生」に改める。

別表第9を削り、別表第8 多目的体育施設等の表を別表第9 多目的体育施設等の表とし、別表第7 プール2 桑名市長島B&G海洋センタープールの表の次に次の2表を加える。

3 桑名市総合運動公園屋内プール

区分		基本額	
個人利用	大人（高校生以上）	1人1回700円	
	小人（小学生・中学生・義務教育学校生）	1人1回350円	
専用利用	メインプール	1レーン	1時間につき 5,000円（利用料別途）
		全レーン	1時間につき 20,000円（利用料込み）
	サブプール	全レーン	1時間につき 20,000円（利用料込み）
プールセッティング		1回につき 20,000円	
トレーニングルーム	個人利用（高校生以上）	1人1回700円	
多目的スタジオ	専用利用	1時間につき 3,000円	
会議室		1時間につき 2,000円	
多目的室		1時間につき 2,000円	
外部更衣室		1時間につき 2,000円	

音響		1時間につき 1,000円
冷暖房設備	多目的スタジオ	1時間当たり 500円
	会議室	1時間当たり 500円
	多目的室	1時間当たり 500円
	外部更衣室	1時間当たり 500円

備考

- 1 専用利用とは、プールを専用で利用する場合をいう。
- 2 専用利用の場合、桑名市民以外の者が利用する場合の使用料（冷暖房設備の使用料を除く。）は、それぞれの区分の使用料の2倍の額とする。
- 3 会議室において冷暖房設備を使用する場合の使用料は、各室ごとに徴収するものとし、使用する時間が1時間に満たない場合は1時間とみなす。
- 4 時間区分を超えて利用した場合の、その超える部分の使用料は、利用許可を受けた時間区分の次の時間区分の使用料によるものとする。ただし、超えた時間が当該時間区分の1/2以内の場合は、当該使用料の1/2の額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 5 利用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。
- 6 競技場の一部利用をする場合は、床面積を1/2の区分利用とし、その使用料は、当該使用料の1/2の額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第8 プール設備器具

名称	単位	基本額
スタート台	1台	1時間当たり 1,500円
バックストロークレッジ	1台	1時間当たり 1,500円
計時設備	1式	1日当たり 15,000円

備考

- 1 個人利用の場合は、貸与しない。
- 2 興業を直接の目的とする場合は、貸与しない。
- 3 計時設備は、大会利用時のみ貸与する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第3 体育館関係施設基本額1 桑名市体育館の表、別表第3 体育館関係施設基本額2 桑名市多度体育センターの表、別表第6 テニスコートの表及び別表第7 プール1 桑名市民プールの表の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。